前橋市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について

令和3年9月1日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市長及び副市長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長及び総務部を所管する副市長(次条において「副市長」という。)の給料の特例について定めるものとする。

(市長及び副市長の給料の額の特例)

- 第2条 市長及び副市長(令和3年4月7日においてこれらの職にあったものに限る。)の同年10月1日から同年12月31日までの間(次条において「特例期間」という。)における給料の額は、前橋市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第304号。次条において「特別職給与条例」という。)第3条第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 市長 月額 95万6, 250円
 - (2) 副市長 月額 81万円

(期末手当の額の算出の基礎となる給料月額についての適用除外)

第3条 前条の規定は、特例期間における特別職給与条例第5条に規定する期末手当 の額の算出の基礎となる給料月額については、適用しない。

附則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。